

統合新設校の学校名選定基準（案）について

学校統合を伴う新たな学校づくりにおいては、学校名の選定について検討が必要となります。

学校名を円滑に選定するための「統合新設校の学校名選定基準（案）」について協議します。

1 目的

本基準は、円滑に統合新設校の学校名を選定するために定める。

2 基本方針

学校名を選定するにあたっての基本的な方針は以下のとおりとする。

- (1) 地名を大切にすること。（地域内の川、山、丘、旧跡等も含む）
- (2) 難しい漢字は使わず、読みやすく、わかりやすいものとする。
- (3) 長い学校名とならないようにする。
- (4) 今の学校を閉校して統合新設校を設置するため、今の学校名そのものは使用しないこととする。ただし、今の学校名が地名の場合は使用できることとする。
※地名以外の今の学校名そのものの使用は認めないが、一部の使用は認める。
また、組み合わせも自由とする。
例えば、町田第三小学校、本町田東小学校、本町田小学校の場合は、地名である「本町田」の使用は可能。また、「本町田」「東」「町田」「第三」等の一部の使用や組み合わせは可能。

3 選定方法

学校名については、以下の手順を踏まえて選定・決定する。

- (1) アンケートの実施
統合対象校の児童・生徒、保護者、教職員、地域の住民から広く学校名を集めるためにアンケートを実施する。
- (2) 学校名の絞り込み及び広報
アンケートで寄せられた学校名を基本計画検討会で複数（3案程度）に絞り、その結果を広報する。
- (3) 基本計画検討会における意見整理・報告
(2)の広報に対して寄せられた意見を基本計画検討会で整理し、その結果を教育委員会に報告する。
- (4) 教育委員会による選定
基本計画検討会からの報告を踏まえて、教育委員会において報告された複数案の中から学校名を選定し、議会に上程する。

4 統合を伴わない新たな学校の学校名について

学校名を変更するか否かについて基本計画検討会で検討する。学校名を変更する場合は本基準に準じて選定することとする。